

目次

I 共通

1 「国際的な人の往来再開に向けた段階的措置」の対象について

- (対象国・地域について) Q1～Q3
- (対象者について) Q4～Q5
- (帰国・入国経路について) Q6
- (具体的に想定されるケース) Q7～Q8
- (提出書類について) Q9～Q13

2 日本人・特別永住者の出国に関する事前の手続き関係

- (在京大使館での申請について) Q14～Q15
- (検査証明の発行・取得について) Q16～Q20

3 外国人の入国に関する事前の手続き関係

- (在外公館での申請について) Q21～Q36
- (入国前の検査について) Q37
- (入国前のアプリの設定について) Q38～42
- (医療保険への加入について) Q43～47

4 日本人・特別永住者の帰国時／外国人の入国時の手続き関係

- (本邦への帰国・入国について) Q48～Q51
- (入国後 14 日間) Q52～Q57
- (健康フォローアップについて) Q58～59

II-1 入国拒否対象地域(感染症危険情報レベル3)からの帰国又は入国

5 日本人・特別永住者の帰国時／外国人の入国時の手続き関係

- (空港での検疫～検査結果判明まで) Q60～Q62
- (検査結果判明後～入国後 14 日間) Q63

II-2 入国拒否対象地域以外(感染症危険情報レベル2)からの帰国又は入国

6 外国人の入国に関する事前の手続き関係

- (入国前の検査について) Q64

7 日本人・特別永住者の帰国時／外国人の入国時の手続き関係

- (空港での検疫) Q65

(健康フォローアップについて) Q66

Ⅲ ビジネストラックについて (シンガポール・韓国・ベトナム)

8 外国人の入国に関する事前の手続き関係

I の3及びⅡ-2の6をご確認ください。

9 日本人・特別永住者の帰国時/外国人の入国時の手続き関係

I の4及びⅡ-2の7をご確認ください。

10 共通 (シンガポール・韓国・ベトナム)

(利用対象者について) Q67~68

(事前の手続き等について) Q69~Q70

(具体的に想定されるケース) Q71~77

11 シンガポールとの間のビジネストラックの特異点

(利用期間について) Q78

(具体的に想定されるケース) Q79

12 韓国との間のビジネストラックの特異点

(事前の手続き等について) Q80~Q81

13 ベトナムとのビジネストラックの特異点

(利用期間について) Q82

(ベトナムでのPCR検査について) Q83~84

Ⅳ 日本からの短期出張者の帰国・再入国後 14 日間待機の緩和措置について

14 日本からの短期出張者の帰国・再入国後 14 日間待機の緩和措置の特異点

(検査証明の取得について) Q85

(滞在期間について) Q86

(具体的に想定されるケース) Q87

I 共通

1 「国際的な人の往来再開に向けた段階的措置」の対象について

(対象国・地域について)

Q1. 「国際的な人の往来再開に向けた段階的措置」が利用可能な対象国・地域はどこですか。

A.①双方向の往来を可能とする制度の場合

日本国政府は、一般の国際的な往来とは別に、ビジネス上必要な人材等の出入国について例外的な枠を設置し、現行の水際措置を維持した上で、追加的な防疫措置を条件とする仕組みを試行することとしました。本件試行措置（「ビジネストラック」及び「レジデンストラック」）は、各国・地域と協議・調整の上、準備が整い次第、順次実施していくこととしています。（現時点で、対象国・地域は、ベトナム、タイ、豪州、ニュージーランド、カンボジア、シンガポール、韓国、中国、香港、マカオ、ブルネイ、マレーシア、ミャンマー、モンゴル、ラオス、台湾の16か国・地域）。

(1)レジデンストラック

必要な防疫措置（受入企業・団体による「誓約書」の作成、公共交通機関の不利用等）を条件に、入国後の14日間待機を維持しつつ、双方向の往来を再開する仕組みです。タイ、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、ラオス、カンボジア、台湾、シンガポール、ブルネイ、韓国との間で利用が可能です。

(2)ビジネストラック

必要な防疫措置（受入企業・団体による「誓約書」及び「本邦活動計画書」の作成、公共交通機関の不利用等）を条件に入国・帰国後14日間の待機期間中も行動範囲を限定した形でのビジネス活動を双方向の往来で可能とする仕組みです。シンガポール(9月18日から)、韓国(10月8日から)、ベトナム(11月1日から)との間で利用が可能です。

②全ての国・地域からの新規入国措置の場合

10月1日から、レジデンストラックと同様の防疫措置（受入企業・団体による「誓約書」の作成、公共交通機関の不利用等）を条件に、入国後の14日間の自宅待機を維持しつつ、原則、全ての国・地域からの新規入国が認められています（観光等を除く）。

③日本からの短期出張者の帰国・再入国後14日間待機の緩和措置の場合

11月1日から、日本居住者（日本人及び在留資格保持者）を対象に、全ての国・地域への現地滞在7日以内（渡航先での隔離要請期間を除く）の短期海外出張からの帰国・再入国時に、必要な防疫措置（受入企業・団体による「誓約書」及び「本邦活動計画書」の作成、公共交通機関の不利用等）を

確約できる受入企業・団体がいることを条件に、ビジネストラックと同様の14日間待機緩和が認められています。

これらの措置に関する最新情報については外務省 HP をご参照ください。
(https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/cp/page22_003380.html)

Q2. 「国際的な人の往来再開に向けた段階的措置」の対象国・地域の中には、感染症危険情報レベル3（渡航中止勧告）の国・地域が含まれていますが、対象国の感染症危険情報レベルをレベル2（不要不急の渡航は止めてください）に下げないのですか。

A. 各国・地域における感染状況や感染症対策・医療体制、移動制限の緩和や経済回復に向けたビジネスニーズ等、様々な要素を総合的に勘案し、10月30日には、中国、韓国、豪州などの9か国・地域の感染症危険情報をレベル3からレベル2に引き下げました。今後も国際的な人の往来の再開に向けて、引き続き感染症危険情報のレベルの引き下げも視野に入れつつ、検討を進めていく方針です。

（更問）10月30日に入国拒否対象地域の指定解除や新たな指定がなされたことにより、どのような変更が行われましたか。

A. 入国拒否対象地域の指定の有無によって、求められる水際措置が変わります。詳しくは、外務省報道発表をご参照ください
(https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_008919.html)。

Q3. 相手国・地域ごとに異なる可能性がある措置の具体的な内容については、どこから情報収集すれば良いのでしょうか。

A. 相手国・地域が定める具体的措置（入国手続、水際措置、入国後の行動制限等）は、各国・地域が所掌する事項であるため、各国の在京大使館等に直接お問い合わせをお願いいたします。既にレジデンストラック及びビジネストラックの運用が開始されている国・地域への渡航については、下記の外務省 HP に各国の在京大使館及び各国に所在する日本大使館 HP 関連ページのリンクを掲載していますので、ご参照ください。

(https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/cp/page22_003380.html)

（対象者について）

Q4. 「レジデンストラック」及び「ビジネストラック」の対象となる外国人の在留資格について、今後ニーズが増える分野・人材があれば、対象を拡大するのでしょうか。

- A. 対象となる在留資格は、相手国・地域との協議・調整により決定されます。最終的な協議・調整の結果、国内や相手国・地域のビジネス上のニーズに応じて、対象となる在留資格の分野や人材は相手国・地域ごとに異なったものとなる可能性があります。

なお、10月1日から、原則として全ての国・地域から、ビジネス上必要な人材等に加え、順次、留学、家族滞在等のその他の在留資格も対象として新規入国が許可されています。防疫措置を確約できる受入企業・団体がいることや入国後の14日間の自宅等待機などが条件となります。

Q5. 水際対策の強化により既発給の査証の効力が停止されている場合において、「全ての国・地域からの新規入国措置」、「レジデンストラック」及び「ビジネストラック」の導入に際して、停止されている査証は回復されるのでしょうか、失効となるのでしょうか。

- A. 停止されている査証の効力は回復されません。「国際的な人の往来再開に向けた段階的措置」を利用する場合は、通常の査証申請書類に加えて「誓約書」を、更に「ビジネストラック」を利用する場合にはそれに加えて「本邦活動計画書」を提出いただき、新たに査証を申請する必要があります。申請によって新たに査証が発給された場合は、申請人が所持している効力停止中の査証は失効します。

（帰国・入国経路について）

Q6. 本邦への帰国・入国時に経由便の利用は認められますか。出発国・地域や経由地が入国拒否対象地域（感染症危険情報レベル3）か否かの違いによって、経由便の利用可否や追加的防疫措置に違いがありますか。

- A. 出発国・地域又は経由地が入国拒否対象地域（感染症危険情報レベル3）であるか否かにかかわらず、経由便の利用は認められます（ビジネストラックを除く）。

なお、追加的防疫措置は本邦入国前14日以内に入国拒否対象地域（感染症危険情報レベル3）に滞在歴があるか否かによって内容が異なりますので、詳細については誓約書をご参照ください。

（具体的に想定されるケース）

Q7. 対象者が短期の商用で、次の2つのようなケースで短期間の往来を希望する場合、「レジデンストラック」及び「ビジネストラック」の対象となりますか。

- （1）対象国・地域に駐在する日本人が、商用で日本に帰国し、短期間の滞在の後に対象国・地域に戻って行くケース

(2) 日本に駐在する外国人(対象国の国籍を含む)が、商用で対象国・地域に渡航し、短期間の滞在の後に日本に戻って来るケース

A. 10月1日から、上記(1)(2)のケースも「レジデンストラック」及び「ビジネストラック」の対象となります。しかし、対象国・地域との調整の結果、対象者が異なる場合がありますので各国・地域の対象者の詳細については外務省HPをご確認ください。また、上記(2)につき、11月1日から、日本在住の在留資格保持者がビジネス目的で短期海外出張し、本邦に再入国する場合、渡航先での滞在期間が7日以内(隔離期間を除く)であれば、防疫措置を確約できる受入企業・団体がいることを条件に、ビジネストラックと同様の14日間待機緩和を認めることとしています。

Q8. 10月1日から、ビジネス上必要な人材等に加え、順次、留学、家族滞在等その他の在留資格も対象とし、原則として全ての国・地域から新規入国が認められるとのことですが、「レジデンストラック」又は「ビジネストラック」の利用が認められている対象国・地域に居住する外国人(対象国籍者を含む)も対象となりますか。

A. 全ての国・地域からの新規入国措置の対象国・地域には、「レジデンストラック」又は「ビジネストラック」の対象国・地域も含まれます。もっとも、同措置は、「レジデンストラック」と同様の手続きを適用することで例外的に新規入国を可能とするものです。政府としては、引き続き、双方向の人の往来を可能とする「レジデンストラック」等の実施に向けて協議・調整を進めていく考えであり、現在協議・調整中の国・地域との間での早期の運用開始に向けて、引き続き、外交ルートを通じた調整を進めていきます。

(提出書類について)

Q9. 「誓約書」の様式が変更になりましたが、旧様式の「誓約書」で在外公館で査証申請中/発給済です。入国時の検疫で受け付けられますか。

A. 旧様式で大使館での受け付けを終えている場合、新様式で再度発行する必要はありませんが、まだ手続きを終えていないのであれば新様式での発行が望ましいです。なお、誓約内容については、新様式の防疫事項の措置をとってください。

Q10. 今後も提出すべき書類等の情報が更新される場合には、どのようにそれを把握すればよいでしょうか。

A. 提出書類が更新される場合や「国際的な人の往来再開に向けた段階的措置」に係る情報が更新される場合には、外務省HPでお知らせしますので随時ご確認をお願いします。

(https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/cp/page22_003380.html)

Q11. 誓約書や出国前検査証明などの必要書類については乳幼児であっても必要でしょうか。

A. 全ての年齢を対象としているので、乳幼児であっても必要です。

Q12. 「誓約書」には、これまで受入責任者の自署や法人印の押印が求められていましたが、現在の書式にはその記載が無くなっているため、今後は不要ということでしょうか。また、新たに法人番号の記入が求められていますが、これは必須でしょうか。法人番号がない場合はどうしたらよいでしょうか。

A. 10月30日に更新された書式から、受入責任者の自署や法人印の押印は不要となりました。したがって、必要情報は手書きや印字で問題ありません。また、「法人番号」は、国税庁が通知する法人番号を記載ください。法人番号の指定対象外の団体の場合は、誓約書の受入企業・団体の対象にはなりません。

Q13. レジデンストラックの誓約書から「入国前14日以内に入国拒否対象地域に滞在歴がないことを保証すること」の記載がなくなっていますが、誓約事項ではなくなったのでしょうか。

A. 対象国・地域からレジデンストラックを利用する場合及び10月1日からの新規入国措置を利用する場合、本邦入国前14日以内に入国拒否対象地域に滞在していても問題ありません。

2 日本人・特別永住者の出国に関する事前の手続き関係

(在京大使館での申請について)

Q14. 「相手国活動計画書」の様式は国・地域によって異なりますか。また、記載に当たっての言語は日本語でも可能ですか。

A. いかなる書類を提出するかも含めて、相手国・地域との協議・調整により決定されます。なお、相手国・地域が定める具体的措置（入国手続、水際措置、入国後の行動制限等）は、各国・地域が所掌する事項であるため、各国の在京大使館等に直接お問い合わせをお願いいたします。既にレジデンストラック及びビジネストラックの運用が開始されている国・地域への渡航については、下記の外務省 HP に各国の在京大使館及び各国に所在する日本大使館 HP 関連ページのリンクを掲載していますので、ご参照ください。

(https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/cp/page22_003380.html)

Q15. 「相手国活動計画書」の内容に関する審査はありますか。その場合、結果が出るまでどの程度の時間がかかりますか。

A. いかなる書類を提出するかも含めて、相手国・地域との協議・調整により決定されます。なお、相手国・地域が定める具体的措置（入国手続、水際措置、入国後の行動制限等）は、各国・地域が所掌する事項であるため、各国の在京大使館等に直接お問い合わせをお願いいたします。

（検査証明の発行・取得について）

Q16. 新型コロナウイルス感染症の検査を受診した後、検査証明は医師（検査機関）の直筆署名が入った原本でなくてはならないのでしょうか。電子媒体（PDF）或いはコピーでも良いのでしょうか。

A. 相手国に入国する際に、検査証明の提出が求められる場合、それが原本である必要があるかについては、国によって取り扱いが異なる場合がございます。

検査証明の様式等の手続の詳細については、在京大使館や現地の在外公館のHPをご参照ください。

外務省HP（https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/cp/page22_003380.html）から各ページを確認いただけます。

（更問）相手国に入国する際に求められる検査の実施及び検査証明の発行が可能な医療機関はどのように見つければよいのでしょうか。

A. 海外渡航者に対し、渡航先国の求める検査を適切に実施可能な医療機関の検索・予約、検査証明の円滑な取得を支援するため、本年10月8日より「海外渡航者新型コロナウイルス検査センター（TeCOT）」がオンライン上で稼働しました。TeCOTの概要等につきましては、経済産業省のHPをご確認ください。

（<https://www.meti.go.jp/policy/investment/tecot/top.html>）

なお、渡航先の最新の必要な手続き・書類等は、在京大使館や現地の在外公館、各国当局のHP、外務省のHPで御確認をお願いいたします。

Q17. 各社の健康管理センターである医療機関、社内診療所等で検体採取を行う場合、必要物資・資材はどのように確保すれば良いのでしょうか。

A. 検体採取に必要な医療物資については、新型コロナウイルス感染症患者に対応する予定のある医療機関と同様に、都道府県からの優先配布が受けられることとなっていますので、各都道府県の衛生主管部局にご相談ください。

- 医療従事者の医療用物資の医療機関等への配布について
（厚生労働省医政局経済課）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000644430.pdf>

Q18. 検体採取のノウハウがない場合も、実施は可能ですか。

A. スワブ検査や感染防御等に関する各種マニュアルをご用意していますのでご参照ください。

- 医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応ガイド
(一般社団法人 日本環境感染学会)
http://www.kankyokansen.org/modules/news/index.php?content_id=355
- 新型コロナウイルス感染症に対する感染管理
(国立感染症研究所)
<https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ka/corona-virus/2019-ncov/2484-idsc/9310-2019-ncov-01.html>
別添 状況、職種、活動種類に応じた COVID-19 流行時における PPE の使用例 (国立感染症研究所)
<https://www.niid.go.jp/niid/images/epi/corona/2019nCoV-01-200427tbl.pdf>
- 2019- nCoV 感染を疑う患者の検体採取・輸送マニュアル
(国立感染症研究所)
<https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ka/corona-virus/2019-ncov/2518-lab/9325-manual.html>

Q19. その場合、1回当たりどの程度の費用、マンパワーがかかりますか。

A. 費用やマンパワーについては、企業において想定している対象人数にもよるので、一概にはお答えできませんが、検体採取には、PPE やスワブが必要であり、医者・看護師・検査技師に対応いただく必要があります。

Q20. もし陽性が出た場合はどのように対応すれば良いのでしょうか。閉鎖が必要になり健康管理センターとしての本来の機能が果たせなくなってしまうのでしょうか。

A. 感染症法上、診断した医師が直ちに管轄保健所に届け出をすることとされています。保健所から疫学調査への協力要請や、濃厚接触者の取扱いに関する指示があった場合は、適切にご対応ください。なお、適切に感染防護具を身に付けて検体採取を行った医師や看護師は直ちに濃厚接触者の取扱いになるわけではありません。消毒のため一定期間使用できなくなる可能性があります。懸念がある場合は、別途、会議室等を確保して実施することもご検討ください。

3 外国人の入国に関する事前の手続き関係

(在外公館での申請について)

Q21. 入国拒否対象地域（感染症危険情報レベル3）とそれ以外の国・地域の入国者で、在外公館における申請事項やその内容に違いがありますか。

A. 入国拒否対象地域以外（感染症危険情報レベル2）の国からの入国者の場合でも、入国拒否対象地域（感染症危険情報レベル3）の場合と同様、通常の査証発給等に必要な書類に加えて、「誓約書」等の提出が必要です。

もっとも、入国拒否対象地域以外（感染症危険情報レベル2）の国・地域から「レジデンストラック」及び「全ての国・地域からの新規入国措置」を利用して入国する場合、「誓約書」上の誓約内容が異なります。具体的には、事前の検査証明取得の要否が異なるほか、接触確認アプリの導入、地図アプリ機能等を利用した入国後14日間の位置情報の保存等といった事項が誓約事項ではなく、推奨事項とされています。

また、日本人であっても、本邦帰国時に「ビジネストラック」及び「日本からの短期出張者の帰国・再入国後14日間待機の緩和措置」を利用する場合には、滞在国・地域によって事前の検査証明など求められる手続きが異なりますので、ご注意ください。詳しくは、外務省HPをご確認ください。

(https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page22_003381.html)

Q22. 出張等の短期商用目的の滞在であっても、申請時に受入団体（用務先企業等）の招待状等が証明として必要になりますか。

A. 「全ての国・地域からの新規入国措置」又は「レジデンストラック」を利用する場合、通常の査証発給等に必要な書類（招へい理由書、身元保証書等、日本側受入企業・団体が提出する書類を含む）に加えて、受入企業・団体の受入責任者が作成する「誓約書」が必要となります。「ビジネストラック」を利用する場合には、更に「本邦活動計画書」の提出が必要になります。それぞれの定型書式は、外務省HPで入手いただけます。

(https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page22_003381.html)

Q23. 「誓約書」の「渡航目的」の欄には、どのような内容をどの程度詳しく書くべきでしょうか。記載内容によって査証が発給されない可能性があるでしょうか。

A. 対象者の渡航目的が真に急を要し、必要不可欠なものである必要がありますので、記載内容がこれに該当しない場合には「国際的な人の往来再開に向けた段階的措置」を利用することはできません。「渡航目的」として記載頂く内容は、このような緊急性と必要性が分かるように具体的に記載をお願いします。

Q24. 日本出国予定日が未定の場合、「誓約書」の本邦滞在予定期間はどのように記入すべきでしょうか。

A. 在留資格認定証明書に記載の本邦滞在可能期間を記載ください。短期商用目的の訪日の場合は、滞在予定期間を記載ください。

Q25. 査証申請後に LINE をインストールするスマートフォンの電話番号や入国日に変更が生じた場合、在外公館に修正後の「誓約書」を提出する必要があるのでしょうか。

A. 査証発給前に電話番号や入国日に変更が生じた場合は、在外公館に修正後の「誓約書」を再提出してください。査証発給後に変更が生じた場合は、入国の際に検疫官に修正後の「誓約書」を提出してください。

(更問) 出発直前に LINE をインストールするスマートフォンの電話番号や入国日に変更が生じ、誓約書の修正が間に合わない場合、検疫にて変更を申し出ることは可能でしょうか。

A. 入国時の空港検疫にて変更を申し出ることは可能です。

Q26. 日本で起業するために入国する外国人が「誓約書」に記載できる受入企業・団体が存在しない場合、受入企業・団体の欄は空欄で問題ないでしょうか。

A. 「国際的な人の往来再開に向けた段階的措置」は、企業・団体側の保証の上で成り立っている制度であるため、受入企業・団体欄を空欄とすることは不可です。受入企業・団体を探していただき、必要事項を記入していただく必要があります。

Q27. 「誓約書」は原本が必要でしょうか。

A. 在外公館での査証申請時（外国人の場合のみ）及び入国時の検疫（外国人・日本人共通）にて「誓約書」の写しを提示・提出する必要がありますが、特段の疑義があると判断される場合を除き、原本の提示・提出は求めません。他方、「誓約書」の原本については、作成した受入企業・団体が少なくとも対象者の入国から6週間、責任をもって保管し、当局の求めがあった場合には提示・提出する必要があります。

Q28. 「誓約書」の「受入責任者」には、受入企業・団体のどのようなランクの人が必要でしょうか。

A. 受入責任者は必ずしも企業・団体の長である必要はありませんが、誓約書に記載された事項を対象者が遵守することを主体的に指導・監督することができる方である必要があります。

Q29. 「誓約書」の効力はいつからいつまででしょうか。

A. 「誓約書」の効力は、期間が明記されている場合（例えば、「ビジネストラック」の誓約書における2（19）（※））を除き、基本的には入国後14日間継続します。

（※）「受入企業・団体は、対象者の本邦入国後14日間における全ての滞在場所等について、本邦活動計画書どおりに実施するため必要な管理を行うこと。また、本邦入国後やむを得ない日程変更等によって対象者により同計画書にない行動がとられた場合には、当初の計画の変更内容を記した報告書を、原則として日本入国時に本邦活動計画書を提出した検疫所に提出すること。ただし、滞在期間が14日間以内となる者については対象者の本邦出国時に空港の検疫所に提出しても差し支えない。」

Q30. 「誓約書」について、外国人従業員（又は団体職員）の家族の受け入れであっても従業員（または団体職員）の所属する企業・団体が受入責任者とならなくてはいけないのですか。空欄でも問題ないでしょうか。

A. 10月1日からの措置についても企業・団体側の保証の上で成り立っている制度であるため、受入企業・団体欄を空欄とすることは不可です。受入企業・団体を探していただき、必要事項を記入していただく必要があります。

Q31. この度、外国人従業員の家族を受け入れます。「誓約書」の訪日目的の欄は真に急を要し必要不可欠な理由とありますが、このようなケースでは具体的にどのように書けばよいでしょうか。

A. 「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」については、在留資格認定証明書又は戸籍謄本等をお持ちであれば、「誓約書」がなくても査証申請していただけます。「家族滞在」の在留資格については、国際的な人の往来が制限されている中で、なぜこのタイミングで訪日する必要があるのかについて端的に記載いただく必要があります。

Q32. 査証申請時に、2019年10月1日以降に発行され、有効期限の切れた在留資格認定証明書を提示の上申請する場合に提示が必要となる「引き続き在留資格認定証明書交付申請時の活動内容どおりの受入が可能である」ことを記載した文書は、原本が必要でしょうか。また、フォーマットはありますか。

A. 「『引き続き在留資格認定証明書交付申請時の活動内容どおりの受入が可能である』ことを記載した文書」は原則として原本の提出をお願いしております（ただし、郵送等の事情により原本の提出が難しい場合には写しを提出いただくことで構いません）。定められたフォーマットはありませんので、任意の書式で問題ありません。

Q33. 以前査証を申請してから発給・却下等何らの回答もまだないのですが、「国際的な人の往来再開に向けた段階的措置」を使うためには新たに査証を申請する必要がありますか。

A. 既に在外公館等に対して査証を申請している場合には、訪日目的等が同一であって、かつ本スキームの利用が適当と判断される場合には、追加的に「誓約書」を提出いただいた時点で新たな査証申請を受理したものととして取扱います。詳細については、外務省 HP をご確認ください。

(https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page22_003381.html)

Q34. 既に査証が発給されていても、「国際的な人の往来再開に向けた段階的措置」を使うためには新たに査証を申請する必要がありますか。

A. 査証の効力停止措置がとられている国・地域については、査証制限措置の開始以前に発給済の査証の効力は停止されています。他方で同措置がとられていない国・地域については、発給済みの査証の効力は維持されています。ただし、効力が維持されている有効期限内の査証を所持する方であっても、「国際的な人の往来再開に向けた段階的措置」利用の際は、原則として、改めて通常の査証申請書類に加え、「誓約書」を提出した上で査証を取得することが求められます。（注）なお、本スキーム利用者であることを明示するため、新たに交付される査証の Remarks 欄には、「国際的な人の往来再開に向けた段階的措置」利用者であることを示す文字が印字されます。

（注）ただし、査証の効力停止措置がとられていない国・地域において発給済みの査証のうち、有効期限内の一部の査証については改めて査証を取得する必要がないケースがありますので、在外公館等にご相談ください。

Q35. 「国際的な人の往来再開に向けた段階的措置」の査証の審査は先着順でしょうか。また発給数は国・地域ごと、日ごとなどで上限が設けられているでしょうか。

A. 査証の審査は、必要な書類等が揃っていることを前提として、先着順で審査を行います。「国際的な人の往来再開に向けた段階的措置」は、感染症再拡大の防止と両立する形で、例外的な人の往来を部分的・段階的に試行し

ていくものであり、その目的を達成するために、在外公館における査証の発給数などについて必要な調整を行う可能性があります。

Q36. 「誓約書」、「本邦活動計画書」等提出書類の内容に関する審査はありますか。その場合、結果が出るまでどの程度の時間がかかるのでしょうか。

A. 在外公館等での査証申請時（外国人の場合のみ）及び入国時の検疫（外国人・日本人共通）にて申請書類に不備がないことを確認します。この際、「誓約書」及び「本邦活動計画書」は写しを提示・提出する必要がありますが、特段の疑義があると判断される場合は、原本の提示・提出を求める場合があります。在外公館等における審査時間については、できる限り迅速に対応していきます。

（入国前の検査について）

Q37. 出国前 72 時間以内に受ける検査の費用は誰が負担しますか。

A. 企業又は出国者ご本人でご負担頂きます。

（入国前のアプリの設定について）

Q38. LINE アプリ・接触確認アプリ（COCOA）・地図アプリを使用可能なスマートフォンを持つ者のみ申請可能という点について、外国の携帯キャリアのスマートフォンでも可能ですか。

A. 外国の携帯キャリアでも可能です。ただし、LINE アプリのインストール自体は可能であってもアプリを介した健康フォローアップのシステムは、海外電話番号（海外 SIM）や日本語以外の言語には対応していないため、その場合は LINE アプリの健康フォローアップのみ、企業の受入責任者（受入責任者を代理する者も可）に代行していただくこととなります。詳細は厚生労働省 HP をご参照ください。

（ https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/covid19_qa_kanrenkigyuu_00001.html#Q6-1 ）

Q39. 受入企業・団体がスマートフォンを貸与したり、LINE の健康フォローアップを代行する場合、在外公館での申請において何らか確認が行われるのでしょうか。

A. 申請時点で手続きを行うものではなく、入国時の検疫にて、各種のアプリの導入やアプリを活用した健康フォローアップについて理解・同意しているかを確認させていただきます。

LINE アプリを通じた健康フォローアップに対して毎日連絡がない場合や、対象者が陽性と判明し保健所の調査にご協力いただく際に接触確認アプリ

のインストールや位置情報の保存が確認できない場合等には、誓約違反と見なします。

誓約違反をした企業・団体については、関係当局により名称を公表され得るとともに、今後当該企業・団体の招へいする者に対し、本件措置に基づく本邦入国が認められなくなる可能性があります。また、対象となる外国人の方が、誓約書における同意事項に反したことが明らかとなった場合など、不実の記載のある文書等により査証の申請を行い、上陸許可を受けたと認められる場合には、在留資格取消手続・退去強制手続の対象となる可能性があります。

Q40. 対象者（主に入国する外国人）のスマートフォンにLINE アプリ・接触確認アプリ（COCOA）のインストール、位置情報が保存されているかの確認はどのタイミングで行うのでしょうか。

A. 空港での検疫及び入国審査において対象者の申告等により確認することとしており、スマートフォンの端末にて実際に確認することはしません。ただし、後にインストールされていないこと等が判明した場合には、誓約違反として受入企業・団体名を公表する他、今後当該企業・団体の招へいする者に対し、本件措置に基づく本邦入国が認められなくなる可能性があります。

また、対象となる外国人の方が、誓約書における同意事項に反したことが明らかとなった場合など、不実の記載のある文書等により査証の申請を行い上陸許可を受けたと認められる場合には、在留資格取消手続・退去強制手続の対象となる可能性があります。

なお、受入企業・団体が対象者（主に入国する外国人）に貸与するスマートフォンを制限区域出場後の出迎えポイントで手交する場合、空港での検疫及び入国審査における確認の際には、入国後に受入企業・団体から受け取り、アプリをインストールする予定である旨ご説明ください。詳細は厚生労働省 HP をご参照ください。

（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryo/covid19_ga_kanrenkigyuu_00001.html#Q6-1）

Q41. 対象者は必ず 1 人につき 1 台ずつスマートフォンを所持しなければならないのでしょうか。スマートフォン所持に必要な費用は対象者または受入企業・団体の自己負担でしょうか。

A. 接触確認アプリ及び位置情報アプリについては、個人単位での対応が必要となりますので、対象者個別にスマートフォンをご用意ください。所持にかかる費用は、受入企業・団体又は対象者でご負担頂きます。

(更問) 家族での入国となりますが、子供がまだ小さい場合であっても用意する必要がありますでしょうか。

A. 接触確認アプリ、位置情報の保存ができているスマートフォンを、1人1台所持していただくようにしていますが、小さいお子様など、付き添いなしで移動できない場合は、スマートフォンを持たせる必要はございません。

Q42. LINE アプリ、接触確認アプリ、地図アプリ等の導入・設定等について、入国時に空港の検疫・入管で確認するとのことですが、受入企業・団体が対象者に14日間スマートフォンを貸与する場合、対象者の出国までに日本から現地に貸与するスマートフォンを郵送しなければならないということでしょうか。

A. 受入企業・団体が対象者(主に入国する外国人)にスマートフォンを貸与する場合は、制限区域出場後の出迎えポイントで手交頂くことも可能です。空港での検疫及び入国審査における確認の際には、入国後に受入企業・団体から受け取り、アプリをインストールする予定である旨ご説明ください。

(医療保険への加入について)

Q43. 医療保険への加入は、本邦への入国後でもかまわないのでしょうか。

A. 入国前に加入して頂くことが前提ですが、やむを得ない事情がある場合、空港内など本邦到着直後に加入して下さい。

Q44. 医療保険への加入手続きのために外出する場合、「14日間の自宅待機」義務に違反することになるのでしょうか。

A. 外出を要することにならないよう、出国前やオンラインでの加入をお願いします。

Q45. 医療保険への加入を証明する書類の提出は必要でしょうか。必要な場合、どのような書類を用意すればよいのでしょうか。また、出国前に母国で保険の加入手続きをしたものの日本入国時に保険証券がまだ手元に届かない場合はどうしたらよいのでしょうか。

A. 保険証券等を確認させていただくことがあります。また、事後的に入国時(または入国直後)に未加入であったことが発覚した場合には、「誓約書」違反となり、受け入れ企業・団体名の公表、本措置の利用禁止等の措置をとることがあります。また、入国時に保険証券が手元にない場合には、加入申込手続きの際の本人控え(インターネットでの加入手続きの場合は保険会社からの確認メール等をプリントアウトしたもの)等を入国時にご用意ください。

Q46. 「誓約書」の記載のとおり、公的保険に入っていれば、民間医療保険に加入していなくても問題ないでしょうか。

A. 入国した日から日本の公的医療保険制度に加入ができる場合には民間の保険への加入は不要です（この場合誓約違反とはなりません）が、たとえ1日でもタイムラグが生じる場合はその期間は民間の医療保険に加入する必要があります。

（更問）入国時に社会保険に加入することが決まっているのですが、保険証等が手元にない場合にはどうしたらよいですか。

A. 入国後に社会保険（公的医療保険）への加入を予定している場合には、対象者の入国前に、受入企業・団体が社会保険への加入手続きを進め、対象者は入国当日中に社会保険へ加入することを受入企業・団体が証明する書面又は確認メール等をプリントアウトしたものを入国時にご用意ください。

（更問）民間医療保険について、長期滞在や滞在期間が確定していないことを前提とした保険商品が見つからないのですが、その場合は公的医療保険制度に加入するまでの空白期間ができてよいですか。どうしても入る必要があれば、具体的な保険商品を紹介してもらえますか。

A. 在留資格に基づき認められる滞在期間をカバーする民間医療保険に加入の上、入国後に公的医療保険制度への加入手続きを速やかに行うことで空白期間が生じないようにして下さい。

また、保険加入の空白期間を埋める民間医療保険への加入は受入企業・団体の責任の下で自主的にご対応願います。なお、加入すべき民間医療保険の種類としては、入国者が加入しているクレジットカードに付帯しているもの、出国前に自国の民間医療保険会社にて加入するもの等があります。

Q47. 健康保険などの公的医療保険では事業主も保険料の費用負担をしますが、民間医療保険への加入では、加入者本人に全額負担させても問題ないのでしょうか。

A. 民間医療保険の保険料の負担は、企業・加入者のどちらが負担しても構いませんが、誓約書に記載の通り、企業の責任において保険加入していることを担保して頂く必要があります。

4 日本人の帰国時／外国人の入国時の手続き関係

（本邦への帰国・入国について）

Q48. 日本への渡航便は誰が手配するものですか。政府があっせんしてくれますか。

A. 日本への渡航便は、ご自身で手配をいただくことになり、政府であっせんすることはありません。ご利用者自身から各航空会社にお問合せいただくこととなります。

Q49. 受入企業・団体が対象者（主に入国する外国人）にスマートフォンを貸与する場合、空港での検疫・入国審査の過程での手交は可能ですか。

A. 不可です。基本的に空港を出た後、制限区域出場後の出迎えポイントでの手交を想定しています。なお、日本入国前に海外にいる対象者に事前にスマートフォンや日本で使用可能な SIM カードを送付することは可能です。

Q50. 「国際的な人の往来再開に向けた段階的措置」を利用できる国内空港はどこになりますか。また地方空港は含まれますか。

A. 11月現在、国際旅客便の到着があり、利用できる空港は、成田空港、羽田空港、関西空港、中部空港、福岡空港です。なお、シンガポールとのビジネストラックの利用は、現在、成田空港、羽田空港、関西空港の3空港に限定されております。福岡空港、中部空港も対象空港に追加すべく、シンガポール政府と調整を行っています。

Q51. 日本人・特別永住者が「国際的な人の往来再開に向けた段階的措置」を利用して帰国する場合、「誓約書」の滞在期間欄はどのように記入すればよいですか。

A. 日本居住の日本人・特別永住者が帰国時に「国際的な人の往来再開に向けた段階的措置」を利用する場合には、滞在期間は記載不要です。他方、対象国・地域に居住する日本人が日本に短期間滞在する場合は、その滞在期間を記載してください。なお、日本在住の特別永住者の方の場合は、誓約書の右上のチェック欄にチェックをお願いいたします。

（入国後 14 日間）

Q52. 宿泊先施設については、スペック（動線、共用部分の扱い）等、何らかの要件が課せられますか。ホテルでも問題ないでしょうか。受入企業・団体等で確保する必要があるのでしょうか。

A. 個室、バス、トイレの個別管理等ができる施設を確保してください（ホテル、ウィークリーマンション等でも可能です。個室の外にキッチンなどの共用スペースがある場合は、当該共用スペースは利用しないでください）。少なくとも入国後 14 日間分については、宿泊施設は受入企業・団体で確

保いただく必要があります。「ビジネストラック」及び「日本からの短期出張者の帰国・再入国後 14 日間待機の緩和措置」の場合は、査証等申請時に提出する「本邦活動計画書」に宿泊先を記載いただきます。詳細は厚生労働省 HP をご参照ください。

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/covid19_qa_kanrenkigyuu_00001.html#Q6-1)

(更問) 個室管理等が必要とのことですが、一つの個室に複数名滞在しても良いですか。

A. 対象者の方が1人で入国されたとしてもグループで入国されたとしても、いずれにおいても一つの個室に複数名の滞在はできません。

(更問) 家族で入国する場合も個室管理等が必要でしょうか。

A. 家族の同室での滞在を禁止するものではありません。原則、接触する者は必要最小限にすることを前提としておりますが、小さいお子様がいるなど、生活をする上で同居が必要である場合を考慮して、同室管理を可能としています。

(更問) バス、トイレ、キッチン等が共用の場合、消毒等を徹底しながら当該共用スペースを時間管理もしくは専用とすることにより個人に利用させても問題ないですか。

A. バス、トイレは専用のものでし、共用は避けてください。キッチンについて、共用スペースで調理を行うことは感染防止策として不適切であるため利用を控えてください。(「誓約書」では、マスク着用、手指消毒の徹底、「3密」回避等も求めています。)

なお、共用部分を使用しなければならない場合は、各人が利用する場所を指定して専用としてください。

Q53. 14 日間の自宅等待機期間において、食事はどのようにすればいいでしょうか。ホテル内やホテル近くのレストラン又はコンビニエンスストアに行くことは問題ないでしょうか。また、寮の食堂などを利用することは問題ないでしょうか。

A. ホテルの内外や個室の有無を問わずレストランの利用は控えて下さい。原則として、個室管理ができる施設で待機いただき、外出はせず、人との接触を可能な限り控えていただきたいため、受入れ責任者等の方により個室に食事を配る方法のご検討をお願いいたします。

Q54. 空港から自宅待機場所までの移動手段は、複数人が同乗するマイクロバス等でも良いでしょうか。対象者ではない運転手や付き添いの者などは、その後自宅待機が必要でしょうか。

A. マイクロバス等を利用する場合、ソーシャルディスタンスの確保、マスク着用、車内の換気、消毒の徹底等の必要な感染防止対策を講じてください。必要な感染防止対策を講じた場合は、運転手や付き添いの方については、必ずしも自宅待機が必要ではありません。

Q55. 「ビジネスラック」及び「日本からの短期出張者の帰国・再入国後 14 日間待機の緩和措置」の場合、活動範囲は宿泊先と用務先とありますが、「用務先」について、不特定の間人が出入りする場所を回避する以外に、制限はありますか。また、活動範囲が広範に渡り、宿泊先が日によって異なる可能性がある遠方の「用務先」は認められますか。

(例：メーカーX社の東京本社に加え、関東のY工場、中部のZ工場、東北のW研究所、といった行程)

A. 用務先においては、個室を用いるなど、必要最小限の関係者以外と接触する機会が生じないように工夫をしてください（「誓約書」では、接触者のマスク着用、手指消毒の徹底、「3密」回避等も求めています）。用務先は業務上必要最小限にさせていただく必要があります。いずれにせよ、漏れなく「本邦活動計画書」への記載をお願いいたします。

Q56. 事前に提出していた「本邦活動計画書」の内容と実際の活動内容が異なってしまった場合、何らかの届出が必要になりますか。

A. 受入企業・団体は、対象者の本邦入国後 14 日間における全ての滞在場所等について、本邦活動計画書どおりに実施するため必要な管理を行うようにしてください。また、本邦入国後やむを得ない日程変更等によって、同計画書にない行動がとられた場合は、当初の計画の変更内容を記した報告書を速やかに入国時に「本邦活動計画書」を提出した検疫所にご提出ください。ただし、滞在期間が 14 日間以内となる者については対象者の本邦出国時に空港の検疫所に提出しても差し支えありません。

Q57. 入国後 14 日間の自宅待機期間中に住民票の転入届、国民健康保険加入手続き、銀行口座開設手続き等のために外出しても問題ないですか。

A. 原則として、個室管理ができる施設で待機いただき、外出はせず、人との接触を可能な限り控えていただきたいため、代理人等による手続きのご検討をお願いいたします。

(健康フォローアップについて)

Q58.健康フォローアップを受入企業・団体において行う場合、機内で配布される質問票の連絡先は必ずしも誓約書の受入責任者でなくてはいけませんか。受入責任者から健康フォローアップを実施するよう指示を受けた担当者の連絡先でも認められますでしょうか。

A. 受入責任者から指示を受けた担当者が、適切に健康フォローアップを実施できるのであれば認められます。

Q59. 入国後本人が国内電話番号を取得したため、LINE の健康フォローアップを受入企業・団体から本人に変更することは可能でしょうか。

A. 誓約書に記載している電話番号の持ち主が健康フォローアップを実施する必要があり、変更はできません。

Ⅱ－１ 入国拒否対象地域(感染症危険情報レベル3)から帰国又は入国の場合

5 日本人の帰国時／外国人の入国時の手続き関係

(空港での検疫～検査結果判明まで)

Q60. 本邦空港で受ける検査の費用は誰が負担するものですか。

A. 日本入国時に空港検疫で行われる検査については、国が行いますので、ご本人に負担を求めることはありません。

Q61. 検査で陽性と判明した場合、入国できないのでしょうか。

A. 新型コロナウイルス感染症は、指定感染症として取り扱われることとなっており、外国人患者は入管法第5条第1項第1号に該当することから、原則として上陸することはできません。なお、検疫で陽性と判明した方は、検疫所により、病院や療養施設への「隔離」又は「停留」等の措置が講じられることとなります。退院後、入国しようとする場合は、入国審査において退院後の状況を踏まえつつ、個別に判断することとなります。詳細については入管庁お問合せ先までご連絡ください。

Q62. 「国際的な人の往来再開に向けた段階的措置」を利用して入国・帰国した対象者の新型コロナウイルス感染症の検査の結果判明までの待機場所は国が用意してくれますか。

A. 原則として当日中に検査結果が判明することから、その間は空港内で待機頂きます。ただし、午後遅い便で到着するなどにより、検査結果の判明が翌日になる場合には、空港が閉館することで、空港内で待機ができない場合がありますので、別途受入企業・団体側で待機場所(結果判明前のため、他

者と一切接触しないような個室管理のできる施設であり、当該施設へは公共交通機関を使用せず移動する。)を確保する必要があります。空港毎の閉館時間等が異なりますので、必要に応じて、事前に各検疫所へご照会ください。なお、空港外で待機中に陽性の結果を検疫所より受けた際には受入企業・団体の責任において公共交通機関を使用せず検疫所の指示する場所へ陽性者を移送してください。

(検査結果判明後～入国後 14 日間)

Q63. 対象者（主に入国する外国人）の LINE による健康フォローアップを、受入企業・団体の責任者が代行（受信・回答）することは可能ですか。

A. LINE アプリが多言語に対応していないため、健康フォローアップが日本語で行われることとなります。また、海外電話番号（海外 SIM）のスマートフォンには LINE アプリはインストールできても、健康フォローアップのシステムは対応していません。もし対象者が日本語での質問等に対応できなかったり、日本語での質問等には対応できるが海外電話番号（海外 SIM）のスマートフォンしか所持していない場合は、受入企業・団体の責任者にて代行をお願いします。

(更問) 対象者の人数にかかわらず代行可能ですか。

A. 対象者の人数にかかわらず、受入企業・団体の責任者を通じて代行いただくことは可能です。

Ⅱ-2 入国拒否対象地域以外（感染症危険情報レベル2）から帰国又は入国の場合

6 外国人の入国に関する事前の手続き関係

(入国前の検査について)

Q64. 入国拒否対象地域以外（感染症危険情報レベル2）の国・地域から本邦に帰国・入国する前に、滞在国・地域で検査証明を事前に入手する必要がありますか。必要な場合、求められる検査手法や取得期限に決まりはありますか。

A. 入国拒否対象地域以外（感染症危険情報レベル2）の国・地域から日本に入国する際に「全ての国・地域からの新規入国措置」又は「レジデンストラック」を利用し、日本入国前 14 日以内に入国拒否対象地域（感染症危険情報レベル3）への滞在歴がない場合には、滞在国・地域で検査証明を入手する必要はありません。

他方、日本人を含めて、日本入国前 14 日以内に入国拒否対象地域（感染症危険情報レベル3）への滞在歴がなく、入国拒否対象地域以外（感染症危

険情報レベル2)の国・地域から本邦に帰国・入国する際に「ビジネストラック」及び「日本からの短期出張者の帰国・再入国後 14 日間待機の緩和措置」を利用する場合には、滞在国・地域で検査証明を事前に入手する必要があります。出国前72時間以内に受検した新型コロナウイルスの検査である必要があります。ただし、渡航先において検査証明を取得できない場合は帰国後 TeCOT 等を活用して検査を受けることも可能です(現地での滞在期間が7日以内の場合に限る)。この場合、陰性の結果が得られるまでは自宅等で待機いただきます。

※検査はPCR検査(鼻咽頭、唾液)、抗原定量検査(鼻咽頭、唾液)。医師による結果の判定は要しますが、検査証明は不要です。

求められる検査手法等の詳細は、外務省 HP でご確認ください。
(https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/cp/page22_003380.html)

7 日本人の帰国時/外国人の入国時の手続き関係

(空港での検疫)

Q65. 入国拒否対象地域以外(感染症危険情報レベル2)の国・地域から本邦に帰国・入国する場合にも、本邦空港で検査を受ける必要がありますか。国籍やスキームごとの違いにより、検査の要否に違いがありますか。

A. 入国拒否対象地域以外(感染症危険情報レベル2)の国・地域から本邦に帰国・入国する場合(入国拒否対象地域以外(感染症危険情報レベル2)の国・地域から出発し、入国拒否対象地域(感染症危険情報レベル3)を經由(当該地域での入国手続きをせず、空港を經由地として利用する場合に限る。)して本邦に帰国・入国する場合を含む。)、到着時に症状等がなければ、本邦空港で検査は実施しません。

国籍やスキームごとの違いにより、検査の要否に違いはありません。

(健康フォローアップについて)

Q66. 入国拒否対象地域以外(感染症危険情報レベル2)の国・地域から本邦に帰国・入国する場合、LINEによる健康フォローアップは誓約事項ではありませんが行わなくてもよろしいのでしょうか。また、LINE以外の手段だどどのように報告するとよいのでしょうか。

A. 「ビジネストラック」及び「日本からの短期出張者の帰国・再入国後 14 日間待機の緩和措置」を利用する場合、受入企業・団体が電話連絡等で対象者の健康状態を毎日確認する必要があります。その上で、有症状が確認された場合は速やかに自宅又は宿泊場所を管轄する「帰国者・接触者相談センター」へ電

話連絡し指示を仰いで下さい（「レジデンストラック」及び「全ての国・地域からの新規入国措置」の場合は義務ではなく推奨）。

Ⅲ ビジネストラックについて（シンガポール・韓国・ベトナム）

8 外国人の入国に関する事前の手続き関係

I の 3 及び II - 2 の 6 をご確認ください。

9 日本人・特別永住者の帰国時／外国人の入国時の手続き関係

I の 4 及び II - 2 の 7 をご確認ください。

10 共通（シンガポール・韓国・ベトナム）

（利用対象者について）

Q67. シンガポール、韓国及びベトナムとの間の「ビジネストラック」の対象者は誰ですか。

A. 日本に居住する日本国籍者及び対象国に居住する対象国の国籍者、並びに国籍を問わず日本又は対象国に居住する者が対象となります（日本からベトナムへの渡航の場合はベトナム国籍者を除く）。

日本国籍を有しない者で新規入国する場合は、

シンガポール：短期商用又は公務を訪日目的とする方。

韓国：短期商用又は就労・長期滞在（「経営・管理」、「企業内転勤」、「技術・人文知識・国際業務」、「介護」、「技能実習」、「特定技能」、「高度専門職」、「特定活動（起業）」又は外交・公用を訪日目的とする方。

ベトナム：短期商用又は就労・長期滞在（「経営・管理」、「企業内転勤」、「技術・人文知識・国際業務」、「介護」、「技能実習」、「特定技能」、「高度専門職」、「特定活動（起業、EPA 看護師・介護福祉士、EPA 看護師・介護福祉士候補者）」又は外交・公用を訪日目的とする方。

が対象です。

ただし、日本から再入国許可（みなし再入国許可を含む。）で出国した者が再入国する際にビジネストラックを利用する場合は、在留資格を問いません。再入国者の内、「特別永住者」については、日本人と同様の手続によりビジネストラックを利用可能です。

なお、対象国に渡航する邦人については、ビジネス上必要な人材等とされており、対象者の詳細については、在京各国大使館等にお問い合わせください。

Q68. 再入国許可（みなし再入国許可を含む。以下同じ。）を取得して出国した外国人は、「ビジネストラック」の対象となりますか。

A. 再入国許可を取得して出国した者は、在留資格に関わらず再入国する際にビジネストラックを利用することが可能です。ただし、対象国・地域に居住する者であって、新規入国の際にビジネストラックを利用する場合は、対象となる在留資格が対象国・地域により異なりますので、詳しくはⅢをご覧ください。

（事前の手続き等について）

Q69. 本邦への帰国・入国前 14 日間の検温が必要とのことですが、シンガポール、韓国及びベトナムでの滞在期間が 14 日未満の場合、渡航する前の段階から検温する必要がありますか。

A. 帰国 14 日前時点で対象国への渡航前である場合には、日本滞在時点から検温してください。健康モニタリング結果は、本邦行の航空機内で配布される「質問票」に記載してください。

Q70. 渡航先国への入国後 14 日間を過ぎた後、残りの滞在期間中の行動に制限はありますか。

A. 日本においては入国後 14 日を過ぎた後、限定的なビジネス活動のみならず、通常の行動が可能となりますが、14 日経過後も引き続き①マスクの着用、②手指消毒の徹底、③「3密」を避ける、など感染予防対策の遵守を要請しています。また、渡航先国でも基本的に通常の行動が可能となりますが、渡航先国の防疫措置に従う必要はあり、渡航先国の接触確認アプリ等は滞在期間を通じて利用する必要があります。（※ベトナムについては滞在期間が 14 日間以内）

（具体的に想定されるケース）

Q71. 起業のため「ビジネストラック」を利用してシンガポール、韓国又はベトナムへ渡航したいのですが、受入企業・団体又は政府機関がなくてはならないのでしょうか。

A. 「国際的な人の往来再開に向けた段階的措置」は、入国後の防疫措置を確約できる受入企業・団体が現地にいることを条件としたものであるため、起業目的の渡航であっても同様です。

Q72. 外国人駐在員が日本に長期滞在する場合でも、日本への入国後すぐのビジネス活動を希望する場合は、「レジデンストラック」ではなく、「ビジネストラック」を利用することが認められますか。

A. 認められます（滞在期間が30日以内に限定されているシンガポールとのビジネストラックの場合は除く）。対象となる外国人の方が「ビジネストラック」を利用する場合は、有効な査証に加えて、「誓約書」(※)、「本邦活動計画書」(※)、(機内で配布される)「質問票」及び「検査証明」(出国前72時間以内に検体採取されたもの)(※)を入国時に検疫官及び入国審査官に提示・提出いただく必要があります。

上述の書類提出を含む追加的な防疫措置を講じることを条件に、入国後14日間の自宅待機期間において、行動範囲を限定した形でビジネス活動が認められます。詳細については、外務省と経済産業省のHPをご確認ください。

(※) 原本でなく写しでも受付可能ですが、プリントアウトした紙媒体を用意してください。

Q73. 対象となる外国人入国者（再入国許可保持者含む。）が、配偶者はじめ家族帯同による入国を希望する場合、同伴家族は「ビジネストラック」の対象となりますか（家族の帯同が制度的に認められていない技能実習生は除く）。

A. 現状、シンガポール、韓国及びベトナムのいずれの国とのビジネストラックにおいても同伴家族は対象となりません。

Q74. ビジネス活動ではありませんが、人間ドック等医療機関受診のために帰国をしたいと考えています。「本邦活動計画書」で事前の申請があれば、「ビジネストラック」を利用し帰国後14日の間に受診することは可能でしょうか。

A. ビジネス関係での滞在場所及び宿泊施設以外の場所への外出は、控えるようにお願いします。ビジネス活動以外の活動に関しては、14日間経過後に実施していただきますようお願いします。

Q75. 「ビジネストラック」を利用して日本への帰国又は入国後、出発国への帰国又は入国の際の条件として出国前検査が求められています。日程の関係上、本邦活動計画書対象期間中（日本に帰国又は入国後14日間）に受検する必要があるのですが、どうすれば良いでしょうか。

A. 出発国への帰国又は入国の際に必要な出国前検査は、必要不可欠なビジネス活動の一部と考えられますので、本邦活動計画書に記載（4 ビジネス関係での滞在場所へ、③その他として記載）の上、受検をお願いし

ます。

Q76. 「ビジネストラック」を利用し海外からのビジネスパートナーを招へいし、商談会を開催したいのですが、参加者名簿を作成し参加者を特定し、必要な感染予防策（接触者のマスク着用、手指消毒の徹底、「3密」回避等）を講じれば開催しても問題ないでしょうか。

A. 「本邦活動計画書」に商談会を行う場所を記載いただき、商談会場では、接触者のマスク着用、手指消毒の徹底、「3密」回避等の感染予防策を講じた上で開催ください。

また、参加者については、万が一の際に連絡が取れるように記録を残してください。

Q77. 「ビジネストラック」を利用し受け入れたいビジネスパートナーが、当社だけでなくB社、C社への訪問も希望しているのですが、その場合「誓約書」を連名で作成することは可能でしょうか。

A. 連名にした場合、他社への移動期間中に起きた場合の責任者が明確でなくなるため、原則受入れることに誓約いただける1社の誓約書の提出をお願いします。

11 シンガポールとの間のビジネストラックの特異点

（利用期間について）

Q78. 渡航先国での最大滞在可能期間は何日ですか。それを超えたらどうなりますか。

A. 最大滞在可能期間は、30日間に限られます。当該日数は、両国が発給する短期査証の有効期間に準ずるものとなるため、30日間を超えての滞在は、不法滞在と扱われます。もっとも、シンガポール在住の日本人が日本に帰国する場合や日本在住のシンガポール人がシンガポールに渡航する場合は、この限りではありません。

（更問）シンガポールに駐在する日本人がビジネストラックを利用し日本へ帰国後、再びシンガポールに駐在目的で再入国することはできませんでしょうか。30日間の滞在制限があるのでビジネストラックを利用して駐在することはできないのでしょうか。

A. シンガポールと日本とのビジネストラックは、30日以内の短期渡航のための制度となります。日本人の方がやむを得ず日本に30日を超えて滞在した場合でも日本の法令には違反しませんが、ビジネストラックの制度の趣旨を逸脱します。シンガポールへの再入国に支障を来す可能性がありますので、シンガポール政府に事前にお問い合わせください。

(具体的に想定されるケース)

- Q79. シンガポール在住の外国人(シンガポール人含む)が日本に2ヶ月間の長期出張を予定しているのですが、30日間の制限があるため一度シンガポールに帰国せざるを得ません。「ビジネストラック」を利用して日本に入国してシンガポールへの帰国後、間を空けず「ビジネストラック」を利用して日本に入国することはできますか。
- A. 「ビジネストラック」の利用回数や頻度について、特段の制限はないため、「ビジネストラック」の利用条件を満たす渡航であれば、間を空けずに利用することが可能です。

12 韓国との間のビジネストラックの特異点

(事前の手続き等について)

- Q80. 査証の申請時に「病院診断書」が求められるとのことですが、「PCR検査証明書」と同じものですか。
- A. 「病院診断書」と「PCR検査証明書」は異なります。「病院診断書」は、新型コロナウイルス感染に関連する症状(発熱、咳、悪寒、頭痛、筋肉痛、肺炎など)の有無を確認する診断書で申請日から査証申請日前48時間以内に医療機関が作成するものです。

- Q81. 韓国入国時に導入が求められる「自己隔離者安全保護アプリ」及び「自己診断アプリ」をスマートフォンにインストールするために、どのような環境が必要でしょうか。

- A. 「自己隔離者安全保護アプリ」及び「自己診断アプリ」の詳細については、以下のウェブサイト(日本語版あり)を御参照ください。

【自己隔離者安全保護アプリ】

<http://ncov.mohw.go.kr/shBoardView.do?brdId=2&brdGubun=23&ncvContSeq=1946>

【自己診断アプリ】

http://ncov.mohw.go.kr/selfcheck/#app_4

13 ベトナムとの間のビジネストラックの特異点

(利用期間について)

- Q82. 渡航先国での最大滞在可能期間は几日ですか。
- A. ベトナムでの滞在可能期間は、原則14日間です。

(ベトナムでのPCR検査について)

- Q83. ベトナム滞在期間中は2日に1回検査を受けることとなっていますが、その費用は私費でしょうか。
- A. 各渡航者による負担となります。

Q84. ベトナム出国 1 日前に最終の検査を受けることとなっていますが、日本帰国・再入国時に必要な「検査証明」とすることができるでしょうか。

A. 日本側の要件を満たせば、「検査証明」とすることは可能です。他方、当該検査による証明書の発行が帰国フライトまでに間に合わない可能性もあるため、渡航者の責任の範囲で宿舎及び医療機関と調整してください。

IV 日本からの短期出張者の帰国・再入国後 14 日間待機の緩和措置について

14 日本からの短期出張者の帰国・再入国後 14 日間待機の緩和措置の特異点

（検査証明の取得について）

Q85. 日本帰国・再入国時に検査証明は必要でしょうか。

A. 入国拒否の対象地域（感染症危険情報レベル3）からの帰国・再入国の場合は不要ですが、入国拒否の対象地域以外（感染症危険情報レベル2）からの帰国・再入国の場合は必要となります。ただし、「日本からの短期出張者の帰国・再入国後 14 日間待機の緩和措置」を利用し、渡航先において検査証明を取得できない場合は帰国後 TeCOT 等を活用して検査を受けることも可能です。この場合、陰性の結果が得られるまでは自宅等で待機いただきます。

（滞在期間について）

Q86. 7 日間の「滞在開始」「滞在終了」のカウントはどのようになされますか。また、相手国・地域での滞在期間が 7 日間（渡航先での隔離要請期間を除く）を超えてしまうとどうなりますか。

A. 滞在開始は現地到着日の翌日 0 時、滞在終了は本邦行き航空便出発（予定）時刻です。仮に本邦行き航空便の出発が遅れた場合は、出発時刻を問わず、出発した日を最終日として扱います。また、滞在期間が 7 日間を超える場合には、日本帰国・再入国後に当該制度の利用はできず、通常の防疫措置（14 日間の自宅等待機や公共交通機関の不利用等）が要請されます。

（具体的に想定されるケース）

Q87. 出張者の同伴家族についても「日本からの短期出張者の帰国・再入国後 14 日間待機の緩和措置」の対象となりますか。

A. 単に同伴するだけの家族は対象となりません。

以上のそれぞれの Q&A について、さらなる詳細を把握されたい方は、内容に応じて以下の各お問合せ先までご連絡ください。

○本邦入国時の入国審査について

出入国在留管理庁 出入国管理部 審判課

電話番号 03-3580-4111 (内) 4446/4447

○本邦入国のための査証関連の手続きについて (対象国・地域への渡航のための査証関連のお問合せは各国・地域の在京大使館等にお問合せください)

外国人在留支援センター内外務省ビザ・インフォメーション (ビザ申請に関する相談)

電話：0570-011000 (ナビダイヤル：案内に従い、日本語の「1」を選んだ後、「5」を押してください。) 一部の IP 電話からは、03-5363-3013

○各種防疫措置 (14 日間待機、公共交通機関不使用、接触アプリ、地図アプリを通じた位置情報の保存) や民間の医療保険の加入について

厚生労働省の電話相談窓口

電話：0120-565653

○その他の防疫措置 (健康フォローアップ、空港検疫における検査等) について

厚生労働省 医薬・生活衛生局 生活衛生・食品安全企画課 検疫所業務管理室

電話番号 03-5253-1111 (内) 2468

(厚生労働省 水際対策の抜本的強化に関する Q&A

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19_qa_kanrenkigyuu_00001.html#Q3-1)

○外国人技能実習制度について (国際的な人の往来再開に向けた段階的措置に係る手続きを除く)

※国際的な人の往来再開に向けた段階的措置に関連した外国人技能実習制度についてのよくあるご質問については、外国人技能実習機構の HP に掲載されている「技能実習生がレジデンストラックを利用して入国する場合に関するよくあるご質問」をご確認ください。(<https://www.otit.go.jp/CoV2/>)

○企業からの一般的なご相談について (防疫措置や手続きの詳細運用、技能実習、特定技能に関する詳細運用等除く)

経済産業省 水際対策担当

電話番号 03-3501-1511 (内) 2944 (受付時間 9:30~18:15)

○航空便について

国土交通省 航空局 危機管理室

電話番号 03-5253-8700

以上